

大宜味村社会福祉協議会

乳幼児紙おむつ等支給事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、村内に在住する子育て世帯へ紙おむつを支給することにより、経済的負担を支援し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、大宜味村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する。

(対象者)

第3条 この事業による支給対象者は、村内に在住する3歳以下の子育て世帯を対象とする。

(申 請)

第4条 紙おむつの支給を希望する者は、下記の書類を会長に提出しなければならない。

- ① 紙おむつ支給事業実施申請書(様式第1号)
- ② 保護者および対象児の身分証明書のコピー（保険証、母子手帳、マイナンバーカード、住民票謄本等）

- 2 前項の申請は、家族及び民生・児童委員が本人に代わり行うことができる。
- 3 紙おむつ支給の申請については3月末日まで有効とする。

(決定及び通知)

第5条 前条の規定により、申請書の提出があったときは、会長は実態を調査し、支給の有無を決定し、支給決定者に対しては、紙おむつ支給事業実施決定通知書を、支給資格を有しないものには、紙おむつ支給事業実施非該当通知書（様式第3号）を交付する。

(届 出)

第6条 決定を受けた者で、住所、氏名その他に変動があったときは、速やかに届出するものとする。

(支給の方法)

第7条 紙おむつの支給は社協事務局にて受取を行うものとする。

(経 費)

第8条 経費は、予算の範囲内で行い、次のとおりとする。

2 紙おむつは、社協が一人1回あたり5,000円を限度に現物を支給する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する